

	開 会 の 宣 言
事務局	只今から令和7年6月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。
議 長	10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、11番 我毛真一 委員と、12番 板井照子 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の横川さんをお願いします。次の会議について日程説明。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、7件でございます。「議案第1号、通り番1から7を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
4番委員	■通り番1番 通り番1について説明します。 譲渡人の■■■■さんが高齢により耕作管理ができなくなったということで、譲受人の■■■■さんに贈与するものです。■■■さんは■■■さんの妹であります。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくをお願いします。

議 長	議案第 1 号の通り番 4 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
2 番委員	無いようでございますので、続きまして通り番 5 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。 ■通り番 5 番 通り番 5 について説明します。 譲渡人の■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんが■■■■■さんに売買するということで申請がっております。 譲受人の■■■さんは地元出身で住所は北九州になっておりますが、頻繁に帰省して地元農業者の方に指導を受けながら耕作しているとのことです。また、農機具もその農業者の方に借りているとのことです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 5 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
7 番委員	質問です。筆数が多いですが、これは未整備田ですか。
2 番委員	未整備田です。
7 番委員	わかりました。
議 長	ほかに意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、続きまして通り番 6 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。

7番委員	■ 通り番 6、7 通り番 6 と 7 を続けて説明します。 まず、通り番 6、7 の申請地についてですが、県道 32 号線沿いの尾家ライスセンターの周辺にあります。 譲渡人の ■■■■さんと譲受人の ■■■■さん、■■■■さんは親戚関係です。 申請地は譲渡人の相続関係で長らく放置されていた農地で、圃場整備事業で整備されています。申請地の中には一部非農用地設定された所もありますが、管理だけは■■■さんが行っていたという経緯があり、今後の管理についても問題ないと思います。 関係書類についても特に問題ありなので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 6、7 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。

	議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
議 長	続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、1 件でございます。 「議案第 2 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
3 番委員	■ 通り番 1 通り番 1 について続けて説明します。 申請地は黒土小学校の裏手ですが、元々、申請人の■■■ ■■■の農業用倉庫が建っていたところです。 事業拡大に伴い、サツマイモのキュアリング加工施設及び保管庫として拡張するとのことでした。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 2 号の農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとしますので、議案第 2 号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。

	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
議 長	続いて、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申後の事業計画変更申請は、1 件でございます。 「議案第 3 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 3 号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
11 番委員	■ 通り番 1 通り番 1 について説明します。 譲渡人の ■■■ さんの農地を譲受人の ■■■ さんが買い受けて、車庫、物置、洗濯物干し場に転用するものです。 申請地は野田の集落のはずれに野田池がありますが、そのすぐ下の方です。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 3 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第 3 号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。

	議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
議 長	議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。
議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第４号については、原案通り承認することといたします。
	議案第５号 農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定について
議 長	議案第５号 農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。
議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第５号の農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定について、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしとのことですので、議案第４号の意見決定については、編入相当として豊前市に回答いたします。

議 長	以上をもちまして、本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので6月の定例総会は終了いたします。 閉 会 の 宣 言 10 時 25 分閉会を宣言する。
-----	---